R7.3.1 改正

入札参加に当たっての留意事項（建設工事）

京田辺市

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、京田辺市契約規則、京田辺市公共工事電子入札運用基準、入札公告、入札参加資格確認通知書（指名通知書）、仕様書、図面等のほか、次の事項に留意してください。

１　入札に当たっての留意事項

⑴京田辺市では、予定価格の事前公表及び事後公表の試行を行っています。最低制限価格未満での入札又は事前公表された予定価格を上回る金額での入札は失格となりますので、注意してください。なお、入札回数は、１回限り（入札公告で再度入札を実施することを定めた予定価格事後公表案件を除く。）です。

⑵予定価格は、消費税抜きの金額です。また、入札書記載金額も消費税抜きの金額となりますので、間違わないよう十分注意してください。

⑶入札時に入札価格を積算された工事費内訳書を必ず入札書とともに提示（電子入札の場合「添付」。）してください。工事費内訳書の提示等がない場合は、入札に参加できません。（入札公告で再度入札を実施することを定めた予定価格事後公表案件の再度入札時を除く。）

⑷入札書に記入する金額は千円止とし、その表示方法は、「××，０００円」など、金額が特定できる表記としてください。

⑸落札価格が高いと判断した場合においては、入札を保留し、入札参加者全員の工事費内訳書の内容を重点的に調査の上、その取扱いを別途連絡します。

２　工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

⑴工事費内訳書の様式は「任意」としていますが、項目については、閲覧設計図書に添付する工事設計書の表紙に必要となる箇所を提示しますので、その項目に一致させて作成してください。ただし、表紙は、工事番号、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないよう記載しないでください。

⑵ 有効としない内訳書を提出した場合、その入札は無効となります。有効としない内訳書の判断基準については、本市ホームページの「建設工事の入札時における工事費内訳書の提出について」に掲載していますので、十分確認のうえ、入札してください。

⑶ 積算ソフトを使用される場合や積算を第三者に委託する場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再計算を行った上で、内訳書を作成してください。

３　技術者の適正配置について

⑴ 建設業法等に規定している事項を遵守してください。

⑵ 技術者及び現場代理人の配置については、本市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を参照してください。

⑶入札参加資格確認申請の際に下請予定額及び配置予定技術者調書の提出を求める場合は、下請予定額に応じて監理技術者等を記載してください。（下請予定額調書は、4,500 万円以上〈建築一式は 7,000 万円以上〉の工事案件について、提出を求めます。）

⑷一般競争入札において入札参加資格確認通知を受けた者が技術者等を配置できなくなった場合、また、指名競争入札において指名通知を受けた者が必要となる技術者等を配置できない場合は、入札を辞退してください。

(5) 入札時点で配置を予定していた技術者が、他の落札案件に配置する等の理由により配置できなくなり、入札に参加する資格がなくなった場合、開札日の前日までに「入札無効申請書」を押印の上、入札担当課に持参により提出することで、当該案件の入札を無効にすることができるものとします。

4　その他

(1) 入札の辞退

開札の開始前まで（紙入札の場合は入札書の投函まで、電子入札の場合は入札書を提出するまで）は、入札辞退届の提出又は電子入札システムへの入札辞退届の登録により、入札を辞退することができます。なお、理由なく入札に参加しなかった場合、本市の競争入札参加資格の停止措置を受けることがありますので、ご注意ください。

(2) 設計図書等に疑義がある場合は、「質問書」により提出期限までに書面又は電子メールで提出してください。

(3) 入札締切後に公表する予定価格に疑義がある場合は、「予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要綱」に基づき、質疑をすることができる期間内に、FAX 送信の上、電話連絡してください。

(4) 再度入札

入札公告で再度入札を実施することを定めた予定価格事後公表の案件で、開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札に関する事項は、対象案件の入札公告に記載します。

(5) おそれ情報について

建設業法・入契法の改正（令和 6 年 6 月 14 日公布）に伴い、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知することが義務事項になりました。

建設工事の入札時における工事費内訳書の取扱いについて

令和８年２月１日
京田辺市建設部

京田辺市が発注する建設工事における入札時に提出すべき工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

１　有効としない内訳書について

（１）　内訳書の未提出等

ア　提出が必要な内訳の項目の全部又は一部が提出されていない場合。

イ　内訳書とは無関係な書類が提出された場合。

ウ　他の工事等の内訳書である場合。

エ　内訳書が白紙である場合。

オ　内訳書が特定できない場合。

カ　内訳の記載が全くない場合。

（２）　内訳書内容の不備

ア　提出が必要な内訳の項目に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその項目であると認められるものは有効とする。

イ　提出が必要な内訳の項目の縦計算及び合計額に誤りがある場合。

ウ　入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合。

エ　値引きなどマイナス表示が記載されている場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とする。

オ　表紙がない場合又は表紙に工事番号、工事名及び商号又は名称の全部又は一部の記載がない場合。ただし、明らかに入札対象工事等であり、その者であると認められる場合は有効とする。

カ　工事番号又は工事名に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに入札対象工事等と認められるものは有効とする。

キ　商号又は名称等に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその者のものと認められるものは有効とする。

ク　材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費又は建退共掛金に未記載がある場合

※ただし、経過措置として、令和８年３月３１日までに入札公告又は

指名通知するものについては、記載がない場合も有効な内訳書とみなします。

（３）　提出ファイルの不備

ア　京田辺市公共工事電子入札運用基準で定めるファイル形式以外で提出した場合。

イ　コンピューターウィルスに感染したファイルで提出した場合。

２　内訳書の再提出について

（１）　入札書を提出した者は、内訳書に誤りがあったことに気付いた場合等、必要に応じ内訳書を再提出することができる。ただし、この場合において、入札書の再提出はできない。

（２）　内訳書を再提出しようとする者は、必ず、発注機関へ事前に電話又は来庁による申し出を行い、発注機関が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参により提出することとする。この場合において、内訳書は封印のうえ提出のこと。

（３）　再提出された内訳書については、発注者が受け付けた時点で、正規の内訳書として取り扱うこととする。この場合において、当初提出された内訳書の内容は採用しない。

（４）　発注機関は、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないこととする。

３　入札参加者等からの問い合わせについて

発注機関は、開札前に入札参加者等から提出された内訳書が有効であるかの問い合わせに応じないこととする。

４　内訳書の調査について

内訳書の有効性を確認する調査は、落札候補者を重点的に行うこととし、落札候補者のみを対象とすることができる。ただし、発注機関が必要と認める場合は、当該調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。

５　内訳書の確認時期について

内訳書の有効性を確認する調査については、開札時に行うこととする。

６　労務費ダンピング調査について

令和８年４月１日以降に入札公告又は指名通知する予定価格１億円以上の工事について、内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）を次のとおり実施するものとする。

（１）　落札候補者から提出された内訳書に記載された直接工事費が、一定水準を下回る場合は、落札候補者に対し、その理由を確認する。

（２）　（１）の一定水準は、「京田辺市建設工事に係る低入札価格調査制度事務取扱要綱」（令和2年7月15日施行）第２条第１項第１号に規定

する金額とする。なお、一般土木工事等とは異なる特殊な体系を有する工事等（建築工事、設備工事等）における経費等の区分については、京都府の運用に準ずる。

（３）　（１）の確認は、落札候補者から理由書の提出を求める方法により行う。

（４）　確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削減してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請を通知する。

（５）　（４）の要請を行った場合は、案件毎に、入札金額内訳書調査票に必要事項を記載した上で、入札公告文、特記仕様書、設計図書等に関する質問及び回答、金入設計書並びに落札候補者から提出された内訳書及び理由書を付して、京田辺市長あて報告するものとする。

（６）　京田辺市長は、（５）の報告があった場合、国土交通省が設置する建設Ｇメンあて通報するものとする。

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和３年５月
建設部　建設政策推進室

建設業者の社会保険等加入対策について

京田辺市では、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保などの観点から、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等によって、公平で健全な競争環境を構築するため、建設工事請負契約書を下記のとおり改正し、社会保険等加入対策を強化することとしましたので、お知らせします

記

1. 主な改正内容

・契約書の条項を追加し、社会保険等に未加入である建設業許可業者が一時下請負人になることを全面的に禁止
（注）関係法令により適用除外とされている場合は、未加入として扱いません。

・市発注工事の受注者（元請）に対し、契約締結時に、当該工事に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める

2. 適用時期

・令和３年５月１日以降に入札公告等を行う案件から適用

3. 留意事項

・請負代金内訳書の記入例は別添のとおりです。なお、請負代金内訳書に明示する法定福利費の計算方法は、国土交通省の資料（請負代金内訳書への法定福利費の明示）をご参照下さい。

様式　１－１
　　別紙

別添
（記入例）

請　負　代　金　内　訳　書

工　種	種　　別	細　　目	単位	数　　量	単　　価	金　　額	備　　考

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

法定福利費の計算方法は、国土交通省の
資料を参照して下さい

（法定福利費を明示して下さい）　円

標準約款（公共／民間／下請）の改正

国土交通省

現　状

○ **元請－下請間**では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した**「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。**

○ **国交省直轄工事**では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、**法定福利費までは明示されていない。**

○ **民間発注工事**においては、従来、**法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。**

＜見積書の提出状況（下請企業への質問）＞

（出典）法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）

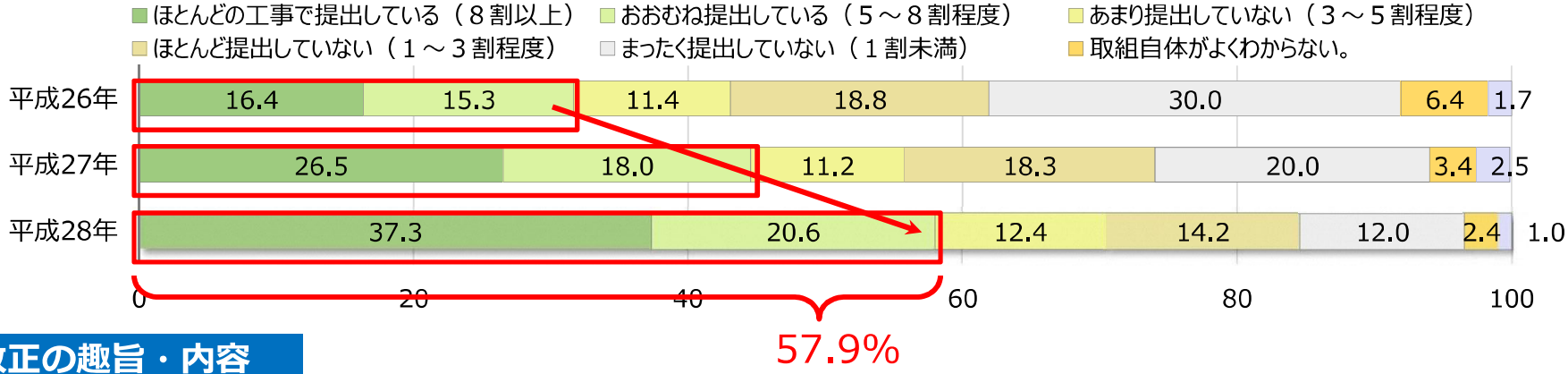

改正の趣旨・内容

○ 社会保険への加入を一層推進していくためには、**民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。**

○ **標準約款（公共／民間／下請）**において、受注者が作成し発注者に提出する**請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。**

【条文】（例：民間約款・甲）　※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第４条　受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

２　請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

請負代金内訳書への法定福利費の明示

国土交通省

〇明示する法定福利費について
・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示**する。

＜法定福利費の計算方法＞

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合　⇒当該労務費を使用。
・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合　⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

法定福利費　＝　労務費総額　×　法定保険料率

②労務費の算出が困難なケース

・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

法定福利費　＝　工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

法定福利費　＝　（下請Aの法定福利費）＋（下請Bの法定福利費）＋ ･･･

（活用イメージ）

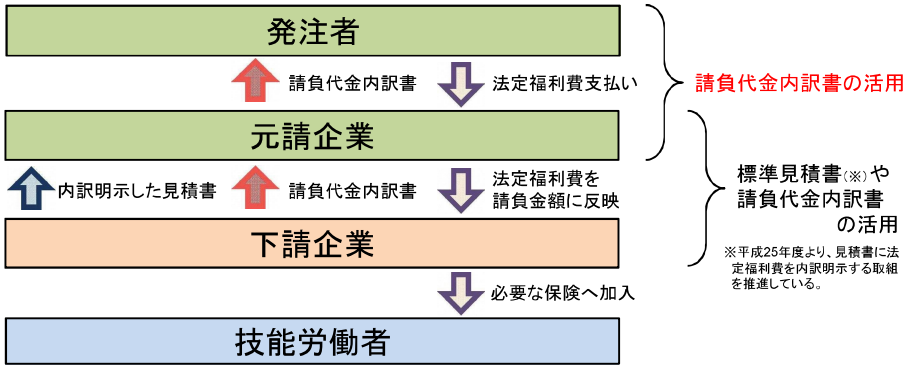

（発注者）　殿

（受注者）　住所：
氏名：

請負代金内訳書

工事名　　〇〇工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別	･････	単価	金額
工事費計					10,000,000

（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円）

法定福利費の明示にあたっての留意点①

国土交通省

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。

・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用（例：社会保険料の個人負担分）を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。

・工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

○法定福利費の算出について

・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。

・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外（法定福利費無し）なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

法定福利費の明示にあたっての留意点②

国土交通省

〇入契法に基づく工事費内訳書の作成について

・公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する（必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する）ことが望ましい。

〇公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。

・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設政策推進室

建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされたところであり、その取扱いを次のとおり定めましたのでお知らせします。

1　恐れ情報の通知と誠実協議の求め

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）
第二十条の二　（略）
2　建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
3　前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。
4　前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

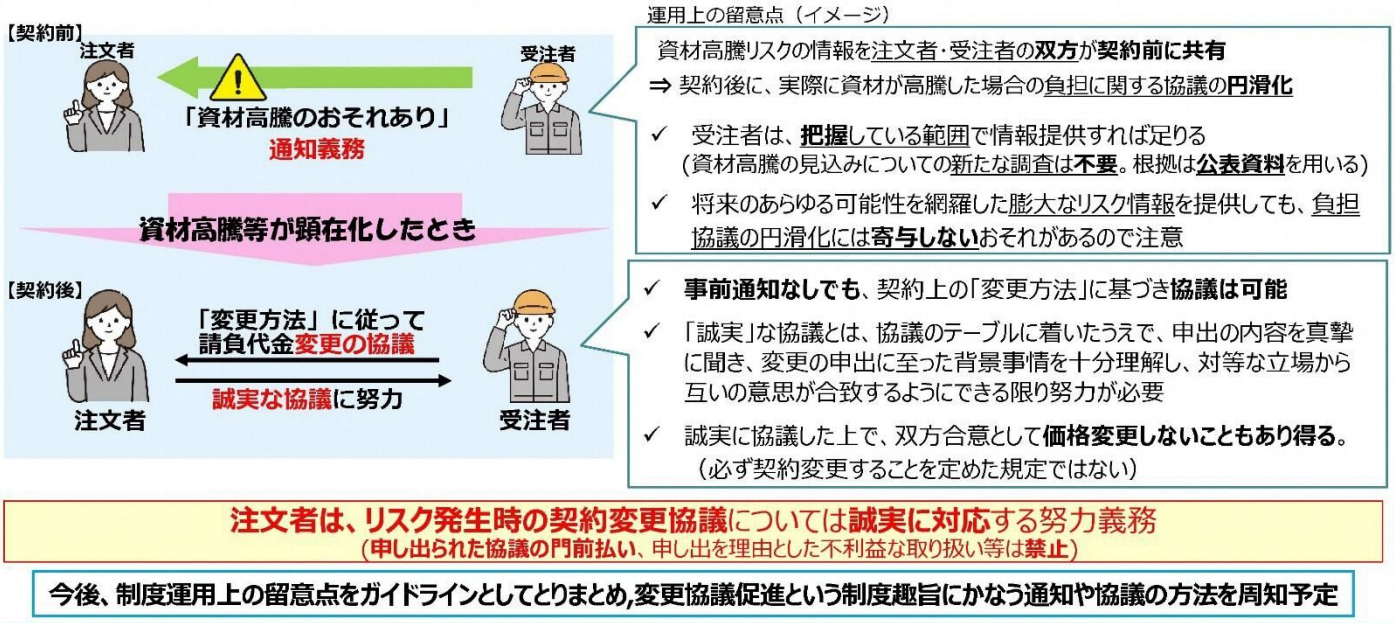

（国土交通省HP）より

2　対象工事

全ての建設工事

3　通知方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、別記様式による通知書を提出し、契約に関する事務を担当する組織の長が、これを受領することにより行うものとする。

4　適用開始日

令和7年3月1日から適用する。

（別記様式）

令和　　年　　月　　日

発注機関の長　様

所 在 地：
名　　称：
代表者名：
（　押　印　省　略　）

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

下記のとおり、建設業法第 20 条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

□　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
（建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項第１号）
発生するおそれのある事象※：
（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：
（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添
※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
（建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項第２号）
発生するおそれのある事象※：
（例）〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：
（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添
※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　その他連絡事項（空欄可）
（自由記述：上記のほかに工期等に影響を与えることが想定される情報等）

注）

１　本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２　本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

３　「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４　本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５　本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

別紙　「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

京田辺市建設部

令和7年12月2日に健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等が、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であることを証明する資料（以下「雇用関係証明資料」という。）の取扱いについて、参考までに下記のとおり周知します。

1　直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（雇用関係証明資料）

（「建設工事と技術者の配置について」第３第２項（２））

配置予定技術者が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料として、以下のいずれかを提出してください。

ア　監理技術者資格者証の写し（表・裏）
イ　住民税特別徴収税額通知書の写し
ウ　健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
エ　所属会社の雇用証明書の写し（※）
オ　その他上記アからエに準ずる資料の写し

※　原則、雇用証明書（様式２－４）によるものとします。
必要な記載事項を満たしており、直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されたものであれば、様式２－４以外の様式でも差し支えありません。
根拠資料の提出は不要ですが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求める場合があります。

2　雇用関係証明資料の確認事項

次頁以降に示す「確認のポイント」のとおりとします。

3　その他

令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は雇用関係証明資料とは認められませんので、お気を付けください。

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

京田辺市建設部

ア　監理技術者資格者証の写し（表・裏）

- 有効期限は5年間のため、5年毎に更新手続きが必要。
- 更新した場合、直近の内容のみが記載される。

被雇用者（技術者）と一致しているか

「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上前に交付されているか

表面

雇用者（申請者）と一致しているか

裏面が提出されているか
記載事項に変更はないか

裏面

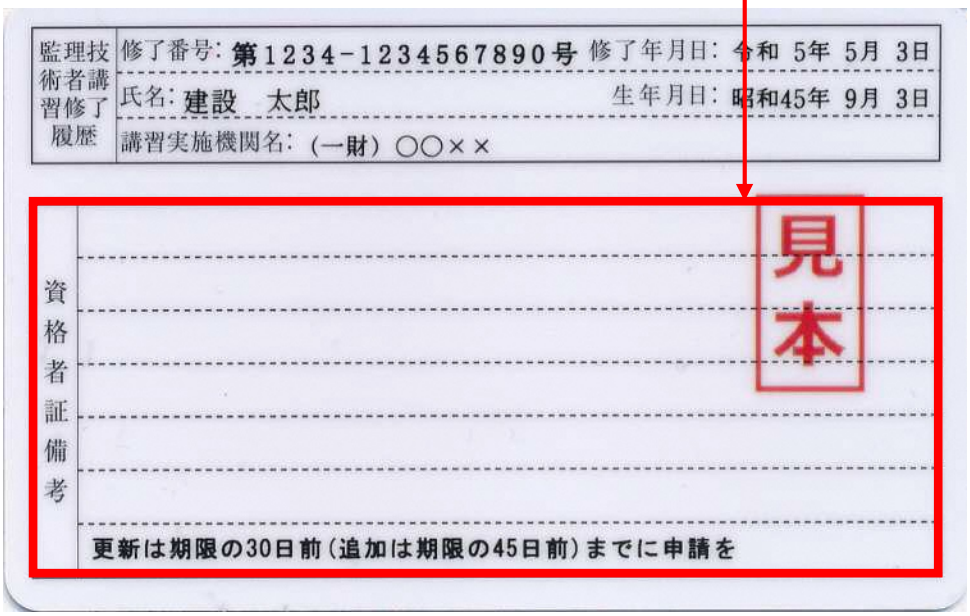

出典：（一社）建設業技術者センターHP掲載資料を引用し、一部加筆
https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

京田辺市建設部

イ　住民税特別徴収税額通知書の写し

- 毎年5月頃に、市区町村から事業者（雇用者）あて通知される。

最新の年度か

雇用者（申請者）と一致しているか

書類名は正しいか

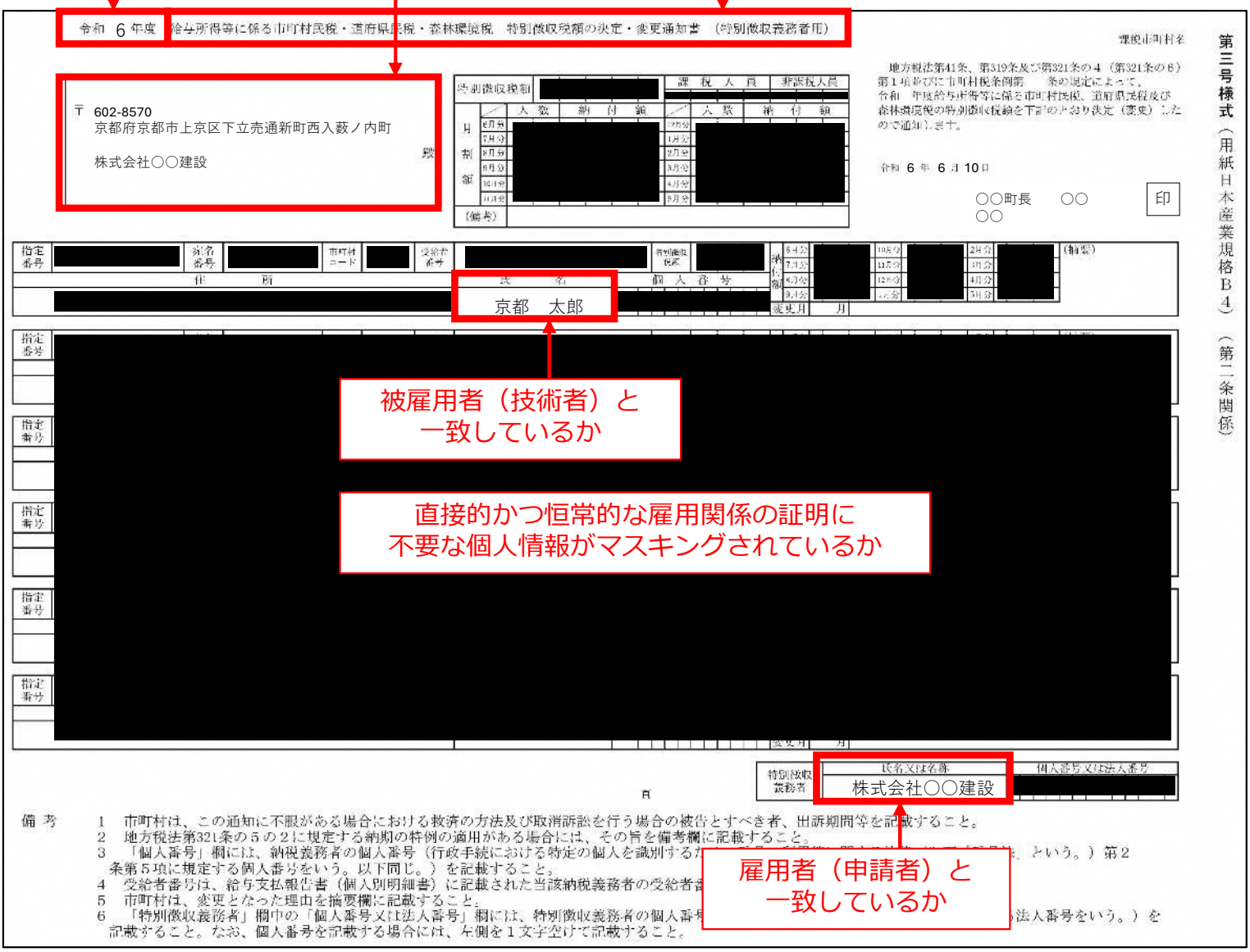

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

京田辺市建設部

ウ　健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

- 新たに資格取得を行った際に、日本年金機構から事業者（雇用者）あて通知される。

〒602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

株式会社〇〇建設
□□■■ 様

雇用者（申請者）と一致しているか

123456789ABCDEFGF
0000000 0000/0000 0000

書類名は正しいか

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理番号 [redacted]
事業所番号 [redacted]

直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に不要な個人情報がマスキングされているか

被保険者整理番号	被保険者氏名				資格取得年月日	標準報酬月額	
	生年月日	種別(性別)	取得区分	被保険者区分	基礎年金番号	被保険者住所	
[redacted]	京都　太郎				R７．７．２５	健保：[redacted]	厚年：[redacted]
	S60.1.1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	

被雇用者（技術者）と一致しているか

最新の定時決定（毎年９月）を経ていないか。

※1　元号　　S：昭和　H：平成　R：令和
※2　種別(性別)　1(男)：男性　2(女)：女性　3(杭)：坑内員　5(基男)：男性（基金加入）
6(基女)：女性（基金加入）　7(基杭)：坑内員（基金加入）
※3　取得区分　1(新)：新規加入　2(再)：再取得　3(共)：共済組合　4(船)：船員保険　5(新)：新規取得
6(再)：再取得

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされ

日本年金機構や健康保険組合が発行しているか

令和７年８月１０日

日　本　年　金　機　構　理　事　長
（〇〇年金事務所）

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

京田辺市建設部

ウ　健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

- 毎年8月頃に、日本年金機構から事業者（雇用者）あて通知される。

〒602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

株式会社〇〇建設
□□■■ 様

123456789ABCDEFGF
0000000 0000/0000 0000

雇用者（申請者）と一致しているか

書類名は正しいか

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号 [redacted]
事業所番号 [redacted]

直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に不要な個人情報がマスキングされているか

被保険者整理番号	被保険者氏名	適用年月	決定後の標準報酬月額		生年月日	種別
			（健保）	（厚年）		
[redacted]	京都　太郎	Ｒ６．９	[redacted]千円	[redacted]千円	[redacted]	[redacted]

被雇用者（技術者）と一致しているか

申請日現在適用中の年月か

※1　元号　S：昭和　H：平成　R：令和
※2　種別　第一種：男性　第二種：女性　第三種：坑内員　特例第一種
特例第三種：坑内員（基金加入）

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構や健康保険組合が発行しているか

令和７年８月１０日

日　本　年　金　機　構　理　事　長
（〇〇年金事務所）

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

京田辺市建設部

エ　所属会社の雇用証明書の写し

- ア～ウの書類が提出できない場合は、雇用証明書により直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を行う。
- 直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されていれば、別の様式による提出も認める。
- 根拠資料の提出は不要だが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。
- 提出は写しで可。

雇用者（申請者）と一致しているか

落札決定日の翌日（休日を除く）以前の日となっているか

（様式2－4）

雇 用 証 明 書

被雇用者（技術者）と一致しているか

証明日（※１）	令和７年１０月１日
被雇用者	事業者（雇用者）
氏　　名　京都　太郎	所在地　〒602-8570 名　称　京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 役職名　株式会社○○建設 氏　名　代表取締役 京都　次郎
生年月日　平成２年５月１日	御印等

押印はあるか（原本でなくてもよい）

被雇用者を下記の労働条件で雇用していることを証明します。（※２）

契約期間	１．事業者が（就業規則に）定める退職の日まで（平成２４年４月１日より採用） ~~２．期間の定めなし（　　年　　月~~ ~~３．　　年　　月　　日　～~~
給与（該当するものに○）	①　被雇用者の給与は、事業者（雇用者）から直接支払っている。 ２　被雇用者の給与は、事業者（雇用者）からは直接支払っていない。
勤務時間及び日数（該当するものに○）（※２）	①　事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の４分の３以上である。 ２　事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の４分の３未満である。

【恒常的な雇用関係】
「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上の雇用が確認できるか

（※１）入札申請日以前の日付であること。なお、入札申請日とは、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日を指す。

（※２）原則根拠資料の　　料の提出を求めることがある。

（※３）健康保険法（大　　者となる短時間労働者の考え方に準じる。

【直接的な雇用関係】
直接的な雇用関係が確認できるか
（どちらも１に○がついているか）